

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成18年6月2日付けで「昭和50年、財団法人〇〇〇〇〇設立申請時の提出書類中にある基本財産作品目録」の開示請求が行われ、実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「財団法人〇〇〇〇〇の設立許可申請書に添付された美術品の目録」（以下「本件対象公文書」という。）と特定した。

実施機関は本件対象公文書の提出者である財団法人〇〇〇〇〇（以下「第三者」という。）に意見書提出機会付与通知書を送付し、第三者から開示されると支障がある旨の意見書を受け取った上で、同年7月31日付け鹿教総第236号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、同年8月11日付けで第三者から異議申立てがなされたものである。

なお、第三者からは異議申立てに併せて行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第34条の規定による執行停止申立書の提出もあったため、実施機関は同日付けで執行を停止する旨の決定を通知した。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

ア 本件開示決定に基づき、美術品の作品名、作者名、種類及び評価額等が開示されると、申立人が有する美術品及びその価額等が明らかになり、申立人債権者によるそれらの美術品に対する強制執行その他の法律上の手続きが可能となる。その結果、申立人はその事業の運営が不可能となる重大な不利益を被ることになる。

イ 本件開示決定に基づく評価額の開示により、申立人の美術品に対する評価及びその購入価格が明らかになる。その結果、美術品の作者は、他の作者に対する申立人の評価を知ることになり、申立人の自分に対する評価に不信や不満を持ち、申立人と作者との信頼関係が悪化し、申立人における今後の美術品の入手に困難が生じることになる。

ウ 画商等が、申立人の美術品の購入価格を知ることになり、申立人に対する販売価格が絵画商に対する販売価格より安価であるとして、作者に対して販売価格の引き下げを要求するなどし、作者において画商との関係が悪化し、その作者の画商等への売却価格及び市場価格一般を引き下げのおそれがある。このように、作者個人に重大な不利益を被らせ、申立人と作者個人との信頼関係を悪化させるなどして、申立人において美術品の収集が困難になるなどの不利益を与えることとなる。

エ 本件開示がなされると、理由のない告訴等のための情報を与えることになり、その結果、申立人理事長らに対し名誉の侵害、精神的苦痛を与え、不必要な負担を負わせるなどの不利益を生じさせ、ひいては、申立人の運営に支障を生じさせることになる。

オ 理由のない告訴等のような不必要な負担を負わせるなどの不利益を生じさせるので、旧条例第8条第4号（犯罪捜査等情報）に該当する。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、昭和50年2月18日付けで、財団法人〇〇〇〇〇設立代表者から鹿児島県教育委員会に提出された財団法人〇〇〇〇〇の設立申請書の添付書類の一部である。

同設立申請書には、①設立趣意書、②寄附行為、③寄附書、④財産目録、⑤寄附財産の権利書、⑥価格評価書、⑦役員名簿、⑧役員の就任承諾書、⑨役員の履歴書、⑩事業計画、⑪収支予算書、⑫委任状、⑬設立総会議事録、⑭賃貸確約書、⑮〇〇〇図面が添付されており、本件対象公文書は、③寄附書の一部である。

#### (2) 本件対象公文書の性格

ア 設立許可申請書に添付する書類は、対象公文書取得時の鹿児島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第10号。以下「公益法人規則」という。）第2条に列挙されている。

イ 公益法人規則第2条に掲げられている添付書類は、公益法人の設立許可に当たって、審査に必要な書類であるが、寄附書は、財産目録とともに公益法人設立後、設立目的を達成するために必要な確固とした財政的基盤を有しているか否か、設立当初の寄附財産の運用によって生じる収入等によって設立目的の達成に必要な事業が遂行できるか否かを審査するために必要なものである。

### (3) 開示とした事項及びその理由

本件対象公文書は、A作品名、B作者名、C種類、D大きさ、E制作年代、F評価額、G号数、H傑作一号単価、I寄附者の印影が記載されているが、I寄附者の印影以外は開示することとした。

開示することとした理由は次のとおりである。

ア 旧条例第8条第3号を除く各号について

当該情報は、法令秘情報、個人情報、犯罪捜査等情報、国等協力関係情報、意思形成過程情報、合議制機関情報、行政運営情報及び非公開条件情報の何れにも該当しない。

イ 旧条例第8条第3号（事業活動情報）について

当該情報は、財団法人〇〇〇〇〇の基本財産である美術品の詳細に係るものであるが、公益法人の基本財産については、民法第51条の規定により財産目録に記載する必要があり、また、財産目録については、平成8年に閣議決定された「公益法人の設立許可及び指導監督基準」において、一般の閲覧に供することとされている。

同基準において、原則、一般に閲覧することとされている財産目録には、当該財団は財産の総額のみ記載しているが、財産の総額は、一つ一つが基本財産である美術品の価格を合算したものであり、美術品一つ一つの金額についても取扱いを異にする必要はない。

公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とし、日本の社会経済において重要な役割を担うことから、相応の社会的な責任を有しており、このことから、業務及び財務の情報については、透明性が求められている。

ウ 異議申立人の「評価額が明らかになることで、申立人の美術品に対する評価及びその購入価格が明らかになり、美術品の作者や画商との関係が悪化する」との主張について

当該財団は寄附を受けており、評価額は、当該財団の購入価格ではなく、寄附者の評価額である。

対象公文書が昭和50年に作成されたものであることから、現時点において、当時

の評価額が公開されることにより申立人と美術品の作者や画商との関係が悪化するとは考えにくい。

一般的には、財産目録等に記載された現金以外の財産の価格は、不動産鑑定士など評価を行う資格のある者の評価額を記載してあるものであり、必ずしも、申立人の美術品に対する評価が記載されていると解されるものではない。

エ 異議申立人の「不当な悪意ある行為に使われるおそれがあり、誰が如何なる目的で、31年前の当財団の美術品目録を開示請求してきたのかについて明らかでない限り、開示請求に応じることはできない。」との主張について  
支障があるとする理由が抽象的なものである。

このようなことから、これらが公にされたとしても、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年8月14日	諮問を受けた。
9月25日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
12月7日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
12月22日	異議申立人から意見書を受理した。
12月26日	諮問の審議を行った。
平成19年1月22日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取） （異議申立人から意見を聴取）
2月19日	諮問の審議を行った。
3月26日	諮問の審議を行った。

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

なお、本件対象公文書は、平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものであることから、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定に基づき開示の適否を判断した。

ア 本件対象公文書の特定について

(ア) 当時、財団法人を設立しようとする者は、公益法人規則第2条により、設立許可申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならないと規定

されていた。

- a 設立趣意書
- b 財団にあっては寄附行為
- c 設立決議録
- d 財産目録
- e 寄附申込書
- f 資産の種類及び総額を記載した書類並びにこれを証する銀行、登記所等の証明書
- g 設立後2年の事業計画書及び収支予算書
- h 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- i 役員となるべき者の就任承諾書、履歴書、身分証明書及び印鑑証明書
- j 不動産その他の主たる財産については、その評価をするにじゅうぶんな資格を有する者の作成した価格評価書
- k 前各号に規定する書類のほか、教育委員会が特に必要と認める書類

(イ) 実際の設立許可申請書には、①設立趣意書、②寄附行為、③寄附書、④財産目録、⑤寄附財産の権利書、⑥価格評価書、⑦役員名簿、⑧役員の見任承諾書、⑨役員の見歴書・身元証明書、⑩事業計画、⑪収支予算書、⑫委任状、⑬設立総会議事録、⑭貸借確約書、⑮〇〇〇図面が添付されていた。

これら添付書類のうち「基本財産作品目録」に該当するものとして、③寄附書に別紙として添付されていた書画71点の明細書を本件対象公文書と特定したことは妥当であると認められる。

#### イ 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書には、書画71点のすべてにつき一覧表形式でA作品名、B作者名、C種類、D大きさ、E制作年代、F評価額、G号数、H傑作一号単価の項目が記載されているほか、割り印としてのI寄附者の印影が記録されている。

このうち実施機関は、I寄附者の印影について旧条例第8条第2号（個人情報）及び旧条例第8条第4号（犯罪捜査等情報）に該当するとして一部開示決定処分を行っているが、この不開示部分については異議申立てがなされていないため、以下実施機関が開示するとした項目であるA作品名、B作者名、C種類、D大きさ、E制作年代、F評価額、G号数、H傑作一号単価を判断の対象とする。

#### ウ 事業活動情報該当性について

(7) 旧条例第8条第3号本文は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に

関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができる」と規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害することになるような情報は、開示しないことができることを定めたものである。

(イ) 本件対象公文書は、財団法人〇〇〇〇〇設立代表者から提出された財団法人〇〇〇〇〇の設立許可申請書の添付書類の一部であり、財団設立後は当該財団の事業に関する情報となることから同号前段に該当することは明らかである。

(ウ) 同号後段の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは「法人等の保有する生産技術上又は販売・営業上の情報や経営方針、経理、労務管理等事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動や事業運営が損なわれるもの。その他開示することにより、法人等の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるもの」をいう。

(エ) 実施機関が開示とした項目のうちA作品名、B作者名、C種類、D大きさ、E制作年代、G号数は、財団自らパンフレット等で紹介していたり、実際に不特定多数の者に観覧させているため、これらを開示しても法人等の正当な利益を害するとは認められない。

また、実施機関が開示とした項目のうちH傑作一号単価は、市販されている「美術名鑑」からの引用である旨対象公文書中に明記されているため、これを開示しても法人等の正当な利益を害するとは認められない。

(オ) 公益法人は設立目的を達成するため、健全な事業活動を継続するのに必要な確固とした財政的基盤を有しなければならない、このため公益法人規則第2条でd財産目録やj 価格評価書を添付して設立許可に係る審査を受けることとなっている。

当時、財団が提出した設立許可申請書を実際に見分したところ、書画に関しては、財産目録には作品数と評価額総額が記載されているだけで、その内訳となる個別作品ごとの作品名、作者名、評価額などの記載はなく、また、評価額総額の根拠となる価格評価書の添付もなかった。

これら設立許可の審査に必要な情報は、対象公文書である③寄附書の別紙とし

て添付されていた明細書にしかないことから、本件対象公文書は財団が作成・添付しなければならない財産目録の内訳書や価格評価書に相当する文書であると認められる。

(カ) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有している（公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）基準7）ことから、業務及び財務等に関する説明責任があり、同基準では財産目録は一般の閲覧に供することとされており、実際に当該財団法人は財産目録を公開している。

これらのことから、実施機関が開示とした項目のうちF評価額は、財産目録に記載されている書画の評価額総額の内訳に当たり、これを開示しても法人等の正当な利益を害するとは認められない。

(キ) 異議申立人は、個別作品の評価額の開示により申立人と作者との信頼関係を損なうと主張しているが、異議申立人は寄附者から寄附を受けて作品を取得したのであり作者から取得したわけではないので、作者との信頼関係を損なうとの主張には理由がない。

#### エ 犯罪捜査等情報該当性について

異議申立人は、「本件開示がなされると、理由のない告訴等のための情報を与えることになり、異議申立人に不必要な負担を負わせるなどの不利益を生じさせるので、旧条例第8条第4号（犯罪捜査等情報）に該当する。」と主張しているので検討する。

旧条例第8条第4号は、「開示することにより、個人の生命、身体、財産その他の利益の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報」については、開示しないことができると規定している。

これは、個人に関する情報、行政運営情報等他の不開示条項と一部重複する内容を含んでいるが、個人の生命等への侵害の防止、警察活動という一般行政事務とは性格的に異なる事務の適正な執行という観点から、独立した事項として設定したものである。

したがって、「個人の生命、身体、財産その他の利益の保護」とは、個人の生命、身体、財産、社会的地位、名誉、生活等を犯罪等に起因する危険から保護することをいい、犯罪等に関係しない原因に基づく場合は想定しておらず、その場合は他の不開示条項で判断することとしていることから、犯罪捜査等情報に該当するとは認められない。

以上のことから実施機関が開示するとした部分は、旧条例第 8 条第 3 号及び第 4 号に該当せず、その他の不開示条項にも該当しないことから、実施機関の決定は妥当であるので「1 審査会の結論」のとおり判断する。